(一) 第三種郵便物認可 毎月一回十日発行 定価一部五円

宇治市政

昭和29年2月16日第三種郵便物認可 昭和34年4月10日発行 第91号

宇治市機関

発行所 宇治市役所
京都府宇治市宇治妙楽16の1

明朗な文化都市を実現
清潔・誠実な政治で

四月一日から始まつた宇治市の新年度予算はさる三月二十八日市会の最終日に、無修正で議決され無事成立しました。この新予算は、昨年十一日就任した新庄市長が、みずから編成した初めての予算で、市長の考えが、宇治市の繁栄へ結びつけられたものとして、皆様の最大の関心を集めていたものでありましょう。

ここに市長の施政方針（要旨）を掲載して、市民の皆様のご協力を切にお願いします。

市民の心を心とした市政

宇治市長 新庄義信

私、市長に就任致しまして四カ月余り、その間前理事者の編成され、そしてこの市会で承認されました予算を忠実に執行いたしまして、まずまず大過なきを得ました。ことに市長の交替によつて起り易い急激な変動を避け、木に竹をついだ様な市政になる事を極力防ぎ、市民の皆様や市職員にも無用の不安と動揺を見ることのないよう努めてまいりましたが、幸いスムースに今日を迎え得ました。これは全く議員の皆様、ならびに市民の皆様の御協力の賜と、厚く感謝申し上げる次第であります。

就任以来宇治市の実情もおゝむねよく体得することができましたがここに昭和三十四年度を迎え、いよ／＼新施政を実施する時に当りまして、更に、各位の御協力を懇願いたす次第であります。

◆先ず基本的態度といたしまして「清潔にして誠実なる政治」そして健康で明朗な住みよい文化的な宇治市の発展を期待し、この目標実現のために、わが宇治市政を運営いたしますことを誓いたいと存じます。

しかしこの理想は市政の範囲で達成されるものでなく、国や府の政治、全体の産業経済体制の改革と進歩が併行して行われることが必要であります。

市の財政や事業の執行が、国の法制、予算によつて「強い制約を受けていること」「現在の政治と経済の機構が富の不均衡を拡大」し、中央の大企業が肥える半面、地方産業の発展がおくれて、遅々として進まない現状を見れば、われ／＼が市政の中でなし得ることは、自ら限度があるわけであります。この困難な諸条件を克服しなければならない覚悟をいたしております。

皇太子様お目出度う

宇治市から祝電

四月十日、目出度く挙式される、皇太子明仁親王の御結婚をお喜びして、新庄宇治市長は〃宇治市四万六千を代表し、謹んで皇太子の御成婚を祝しあわせて竹の園生の御隆盛をお祈りします〃とお祝いの電報を差し上げました。

また、宇治市会でも和田議長から同様お祝いを打電いたしました。

児童一人の教育費

小学校 二千百五十五円
中学校 二千四百二十二円

教育につきましては、特に重点を置きました。すなわち経常的経費におきましては、三十三年度は生徒一人当り、小学校において一千九百九十四円でありましたが、三十四年度は小学校生徒一人当り二千百五十五円、また中学校におきましては三十三年度は二千百五十二円でありましたが、三十四年度は二千四百二十二円、また幼稚園におきましては、昭和三十三年度におきまして九千七百十一円でありましたが、三十四年度は一万二千四百二円にあたつております。

理想から見れば、いまだ程遠くとは思いますが、三十三年度より見れば、一般の進歩を來たし、父兄負担の軽減に努力いたしたつもりであります。

なお教育費に対する市費持出は三十三年度は三千四百四十一万四千円でありましたが、三十四年度は四千八十七万四千七百円で、六百四十六万円の増加をみております。

教育関係新規事業

教育関係新規事業の主なるものの内訳を申しますと、

宇治中の鉄筋三階建附帯工事合せて四百九十九万二千百円、これは昭和三十三年度と継続事業であります。

次に宇治小の給食室ブロック建四十坪、三百二万三千四百円を計上いたしております。

大久保小学校は育友会や、あるいは地元議員等によりまして、土地買収が大体良好に進歩いたしまして、昭和三十四年度には、鉄筋二階二教室を建てたいと考えまして、三百三十九万四千百円を計上いたしました。

菟道幼稚園につきましては、この敷地の買収でありますが、育友会や有力者の方々の御尽力によりまして、中心部の伍町に適当と思われる場所七百坪を予定いたしまして、二百五十万円を計上いたしました。

次に東宇治中学校でありますが、同中学は、御承知のように、小学、中学同居の形をなし、また非常に狭く、不安定な借地の上に建つており、従來から種々問題になつている所で、適当な移転地があればと物色致しておりましたが、幸に旧火薬製造所跡で、京大宇治分校と黄檗自衛隊の間に、土地約一万坪が、国有財産としてありますので、ある程度の払下げの可能性を見積りましたので、ただ今申込中であり、明るい見通しをもつております。一応この敷地買収費百万円を見込んでおるのであります。

（市長予算説明より）

教育関係新規事業

市長自身といたしましても、今後補助金、交付金、起債等の獲得には、充分努力し、或は中央に或は京都府に折衝をして、少しでも宇治市の財政負担の軽減を図りたいと存じております。

今年特別交付税はもと／＼国家予算が少ない上に、災害等或は又府県交付金重点主義のために、困難を、予想されましたが、各位の御奮斗並に中央の理解と京都府の援助によりまして、年度末五十万円を交付され、百万円の起債を得不幸中の幸でありました。

納得のゆく市政推進を

直接宇治市との関係の深い京都府との連携におきましては、今後共これに力をいたし、府立公園の充実並に府道の整備に力を尽したく思います。

新年度は、京都府にては、槇島堤防、大吉山遊歩道、黄檗隠元橋線、東宇治の宇治京都府道等の舗装並に工事が行われる予定であります。従來はこれ等府営工事に相当額の協力費を宇治市から出していたのでありますが、新年度はこれが半額以下程度の協力費で済むよう交渉をいたし、又府補助金も従来以上獲得するよう努力し、その予定をして居るわけであります。このように、国、府と充分な折衝に努力して、宇治市の負担の軽減を計り、市財政の確立を図り、極力早く赤字を解消し、合理的再建を促進すると共に、減税を図り、特に低額所得者の負担の軽減を実現したいと思つています。そして市政運営の民主化を図り、独断と専行をつゝしみ大衆の納得のいく宇治市政の運営をなし、市民各層とじかに接し、生の声を聞いて市民の心を心として、その最大公約数の上に立つて市政を実行いたしたいと存じております。

社教直言

△正田美智子さんが皇太子妃に決定して以来、ブイネック、白のヘヤーバンドにショウトスカート、大した勢でミツチースタイルが流行する。急にテニスが盛んになつたり、ミツチーコケシ、ミツチー人形が店頭に並ぶ。世はまさに一大ミツチーブーム、それが遂に発展して結婚ブームが現出する。石原裕次郎ブーム、フラフープブーム、アンサンブルブーム等々、よくも日本には次々とブームが起ることか。上すべり、無自覚、自主性欠如、オッチョコチョイ、こうした日本人の特性がブームを引き起す。自戒の要なきや。

△二つの地方新聞に、その日の運勢判断が載つている。その表現が違つても、大体似通つてはいるが、時に正反対のこともある。誰しも面白半分、軽い気休め程度に見流しているだろうが、縁組、開店、棟上等の慶事には大安の日が選ばれる。妊婦の腹帯は戌の日、蚊帖は申の日につり初め、選挙の立候補者は先勝の日届出る。仏滅、友引の日の行事はなるべく避けるなど、妙な習わしが残存する。特に結婚は絶対に大安の日が選ばれるので、ハイヤー、美粧院の交渉に四苦八苦！余りたよりにならぬ暦を、それ程たよりにする必要が、どこにあるといゝたくなる。

△ハイヤー、トラックに泥をかけられるのは、全く不愉快である。しかしたまにハイヤーに乗つて、新町通りを走ると、通行人が道を譲らないので、急ぐ時など気が気でない。運転手もこれには顔をしかめている。通行人はハイヤー横暴を憤り、車の人は歩行者の交通道徳の欠如をなじる。云い分がどちらにもあることは、自動車の問題に限むぬ。自分の立場で物事を処理しようとするところ、必ずいさかいが起る。

△進学、就職から見離されて、自ら若い命を絶ち切る人が続出する。生命は尊重さるべきであり、自らも尊重すべきである。それはそれとして少々の挫折に屈せず、困苦に耐え忍ぶ強健な意志を持たせる教育が必要ではないか。それとともに有名校や大企業に憧れる親の虚栄が、わが子に大きな精神的負担をかけることもお忘れなく。

いまもし生

七組合長を表彰

納税組合総会

宇治市では十一日宇治神社々務所に新年度納税組合（九十六組合組合員五千五百人）の総会を開催新庄市長らが出席新年度事業を協議納税への協力を依頼するが、左記七氏が優良組合長として表彰をうけることになりました。

神田善次郎（御旅町納税組合）
前川　霊性（大和田〃）
酒谷新四郎（新田〃）
小山宗一郎（玉池町〃）
大西　繁造（日出町B〃）
今西　太一（北ノ町〃）
藤林　藤一（小桜町〃）

大吉山で植樹祭

皇太子の御成婚奉祝して

宇治市では四月十日の皇太子の御結婚を奉祝して、全戸植樹の市民運動をとなえ、約三千本の植樹を行い、宇治市を花と緑でうづめることになりました。

特に、ことしの植樹祭は、四月七日、大吉山で行い、新庄市長はじめ、岩井森林組合長ら、多数の参会者が、てんでにさくら、もみじ、メタセコイヤなどを全山に植樹し、御結婚をながく記念しました。（写真 市長の記念植樹）

◎緑の羽根募金運動

一方記念植樹に呼応して、緑の羽根募金は一本十円で例年通り婦人会の協力により、四月中旬市内一般へ募金の要請を行いますから皆様の御協力を御願い申上げますこれは公共植樹の苗木として大部分が地元へ還元されることになつて居ます。

宇治市住民登録人口

（34.2月末）

世帯数	10.362世帯
人口	46.665人
男	25.309人
女	21.356人

新予算無修正で成立

歳入出二億九千八万二千八百円
水道に一千二百五十五万五千九百円

昭和三十四年度歳入歳出予算ほか重要議案を審議する三月定例市会は、会期を三月三十日まで二十日間と定め、三月十一日開会した。

第一日は、市長より一面所報の通り新年度施政方針及び予算編成方針演説があり、三月十六日十七日十八日十九日の四日間に亘り、議案について、質疑を終え、予算特別委員会に審議を附託した。

三月二十八日再会し決算特別委員会委員長報告により昭和三十二年度宇治市才入出決算の認定を決定し、引続き予算特別委員会委員長報告をうけ昭和三十四年度宇治市歳入歳出予算案ほか関係議案を可決した。

三月定例市会において議決した議案は次のとおりである。

一　昭和三十三年度宇治市歳入歳出第六回追加更正予算の専決承認

一　昭和三十三年度宇治市特別会計水道事業歳出第二回更正予算の専決承認

一　国有財産継続使用認可申請（上水道用旧陸軍施設）

一　国有財産貸付契約継続申請（仝　上）

一　消防応援協約の締結（京都市との間の協約）

一　消防相互応援協約の締結（宇治市、城陽町、久御山町、相互間の応援協約）

一　昭和三十三年、三十四年度継続事業宇治中学校校舎増築工事請負契約の締結（鉄筋コンクリート造三階建）

六教室　八一〇万円

請負人　京都市長村組

一　固定資産評価審査委員会委員を選任同意を求める。（前委員**小西幸太郎**　再任）

一　起債をするについて（林道開設事業債百万円）

一　宇治市敬老年金条例

一　宇治市新市建設審議会条例

一　宇治市有製茶機械貸与条例

一　宇治市有製茶機械購入資金蓄積条例

一　宇治市市税条例の一部を改正する条例

一　宇治市手数料条例の一部を改正する条例

一　宇治市市営結婚式条例の一部を改正する条例

一　宇治市附属機関設置条例の一部を改正する条例

一　一時借入金をするについて（借入限度五千万円　利率　二戔八厘以内）

一　簡易水道設備寄附受納（小倉町中畑住宅地における奈良電所有簡易水道施設一式）

一　宇治市営簡易水道事業実施（小倉町中畑市営住宅地における簡易水道）

一　宇治市財政再建計画の一部変更

一　昭和三十二年度宇治市歳入歳出決算認定

一　昭和三十四年度宇治市歳出歳入予算

一　昭和三十四年度宇治市特別会計水道事業歳入歳出予算

なお、引続き

一　宇治志津川線舗装請願

一　市道今内線の簡易舗装についての請願

一　宇治小学校建築第二期工事についての請願

一　宇治陵の合祀統合に関する請願

以上四請願は、いづれも採択することに決し、市長に送附することに決定した。

進む市政に遅れぬ納税

昭和34年度宇治市才出
予算一覧表

一般会計

歳出款	予算額	歩合
1 議会費	6.383.300円	0.021
2 市役所費	56.641.600	0.191
3 監査費	995.800	0.003
4 消防費	7.938.400	0.027
5 土木費	60.200.700	0.203
6 教育費	44.436.400	0.150
7 社会及び労働施設費	40.572.400	0.137
8 保健衛生費	9.388.700	0.032
9 産業経済費	24.705.200	0.083
10 文化観光費	3.341.800	0.011
11 財産調査費	4.991.400	0.017
12 統計費	51.700	—
13 選挙費	1.907.500	0.006
14 徴税費	3.591.700	0.012
15 公債費	15.207.900	0.051
16 諸支出費	15.728.300	0.053
17 予備費	1.000.000	0.003
歳出合計	297.082.800	1.000

特別会計水道事業

歳出款	予算額	歩合
1 水道費	8.954.900円	0.713
2 公債費	3.454.800	0.275
3 諸支出費	20.200	0.002
4 予備費	126.000	0.010
歳出合計	12.555.900	1.000

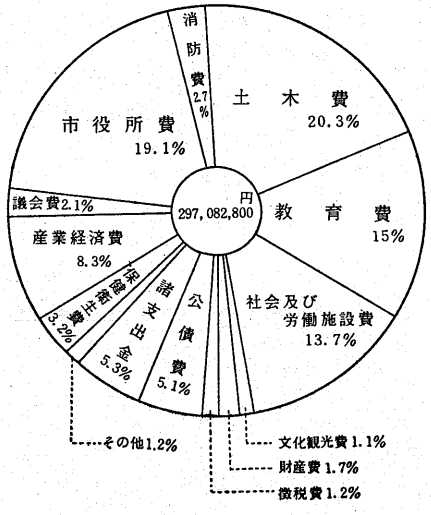

公約つぎつぎ実現

新事業の解説

新年度では、従来宇治市のとってきた重要政策、例えば赤字解消、都市計画事業が引続き継承されている一方、市長の公約が、現在の財政規模で、できるかぎり識り込まれて居り、市民に明るい前途を約束している。

個人市民税三百五十七万円の実施となる。下に厚く上に薄く、など三つの原則を考え平均して約一割一分五厘の減税率となる。

減税實施は

固定資産税は、国会の予算成立を見込んで、二十七万円の減税を計上している。

敬老年金　敬老思想と老人福祉を目標に満七十七才（喜寿）以上の方に、年一千二百円を支給、この予算六十二万円、これは敬老思想と老人福祉の第一段階。

市営住宅　低家賃市営住宅は、小倉にこの程完成する二十戸に、新年度更に二十戸建設七百十万六千九百円。

一方住宅誘致も、宝酒造三百戸の内五十戸、敬職員組合関係住宅二十戸、酸水素社員住宅二十戸が、それ〴〵誘致成功、土地買収を終って進行中。

京阪沿線、奈良電沿線等のものも、有望である。

失業対策　昨年就労人員八十人を新年度は、百二十人に予算拡大年間を通して見積り、この金二千三百六十一万四千八百円、これは昨年より一千二百二十八万四百円の増である。

林道開発　炭山、相月、池尾に林道、農道が小団地開発計画として続行、国庫補助金五十四万円地元分担金六十九万円、市費八十二万円、計二百五万円である。

この外、志津川から仙郷谷林道池尾蓬来林道が百二十三万円計上されている。

財政用語の意味

最近新聞や宇治市政の財政的な記事に種々の財政用語が使用されております。例えば消費的経費とか、一般財源とか、経費別、財源別に金額を示されておりますが、これは国が府県や、市町村の地方財政計画をたてる場合や、その結果を見る場合とか、市町村が類似の市町村と比較をする場合などこうした見方の方が良く理解できるからです。

市民の皆様にもこうした用語による数字から宇治市の財政を御検討願いたいと思います。

「特定財源と一般財源」

いかなる経費に当てゝもよいのが一般財源であり、それには市税（都市計画等の目的税を除く）、交付税、使用料手数料などがあり、使途が特定されているものが特定財源で、市税の内都市計画税、分担金負担金、補助金、起債などがそれであります。

原則的には、一般財源の多い方が、健全な市町村であると云はれております。

「消費的経費と投資的経費」

消費的経費とは、職員の人件費議員委員の報酬、文房具代、電気水道代、燃料代等の物件費、その他生活保護法による生活扶助費、各団体に対する補助負担金、工場誘致条例に基く奨励金、赤字解消のための補填金など、それを費えば市の財政としてはそれつきりで何も残らないものを云い、これに反し、投資的経費とは、学校の建築とか、道路の改修。市営住宅の建築のように、経費を支出しても、物として残るものであり、成可く消費的経費が少く、投資的経費が多いことがよいとされています。

「維持補修費」

維持補修費とは、投資的経費で支出した、道路、河川、市庁舎、学校、公会堂等の市有建物に対する維持修繕に要する経費です。

「公債費」

公債費とは、国から借りた金即ち起債に対する元金の返済や利子並びに一時借入のための利子に要する経費です。

以上で用語の意味が大体御理解願えた事と存じますが、別表で本市の三十四年度予算が登載されておりますから早速御検討下さい。

府会議員
市会議員
選挙の補充名簿登録をして下さい

府会議員　期間　四月十一日から十三日まで

市会議員　期間　四月二十三日から四月二十四日まで

市営結婚花嫁衣装を貸付

生活簡素化のため、市営結婚式を実施しておりますが、市民各位の好評を得て本年になつて、一月以降二十二組も利用されました。より多くの方の御利用を願うため四月から花嫁衣裳を準備いたしました。

使用料は一回三五〇〇円です。

挙式、記念撮影、其の他詳細については厚生課へ御問合せ下さい。

人権擁護の相談

人権擁護委員は常に正しい者、弱い者の味方です。もし皆さんの身辺に人権侵犯の問題が起った時は遠慮なく申出て下さい。無料で内密に調査にあたり適切な指導が行われます。

相談は毎月第三水曜日午前十時から午后四時まで宇治市会館で受付けます

次回は　四月十五日

御旅所から宇治橋西詰まで

新市建設の適用

目抜街舗装進める

来年は周辺地帯も

宇治市は二十六年合併発足いらい、新市町村建設促進法の適用をうけていない。新庄市長は新年度この法の適用をうけて新市建設計画にのり出すことになつた。

まづ第一着手として道路舗装整備を進める事になり、市内各商店街二十二ケ所につき、一千二十万円の予算（内国庫補助三百五十万円、起債四百五十万円単費二百二十万円）で舗装を完成することになつた。

その路線は次の通りであるが、四日から六月にかけて着工され、完成のあかつきは、宇治市の面目は一新することであろう。

なおこれは市の中心部にかたよるので来年度は、新農村建設の適用をうけて、市の周辺、農業地帯の施策を考慮している。

地区	路線名	舗装工事延長	備考
宇治地区	県神社～御旅線	五五〇（米）	県神社～御旅所
	今内二号線	二三〇	本町通～宇治橋通
	新町御旅線	二三〇	日レ通（ガソリンスタンド）～国鉄宇治駅～警察署前～踏切通
	五軒屋線	一四〇	本町通（天理教会西横）～宇治橋通（養命酒東）
	伍町線	二三七	宇治橋通～県通
	折居線	二三〇	府道～消防署～野球場前
	宇治六地蔵線	二七〇	乙方～京阪踏切及びみむろど駅前広場
	宇治郷山本線	一六〇	彼方神社～府道～宇治製薬工場東
	黄檗停車場～岡谷線	八〇	自衛隊正門～京阪（中）踏切間
	宇治六地蔵線	二七〇	広芝商店街～弥陀次郎川橋
	万福寺線	一三〇	府道～万福寺正門前
	黄檗みむろどう線	六〇	府道～市水道課前
宇治地区	国鉄木幡停車場～京阪木幡停車場線	三二〇	
東	宇治六地蔵線	一〇〇	木幡郵便局附近より～願行寺附近まで
	宇治六地蔵線	一〇〇	六地蔵札の辻南既成側所～南一〇〇米
槇島	妙楽中内線	三二〇	槇島小学校前～下村道丁字路
	大久保隠元橋線	一五〇	交番～農協前附近
小倉地区	神明伊勢田線	一二〇	奈良電踏切～国鉄踏切まで
	伊勢田停車場中山線	一五〇	奈良電踏切西へ一五〇米
大久保地区	大久保隠元橋線	二八〇	郵便局～名木川橋
	新田停車場線	七〇	国鉄新田駅前通
	大久保隠元橋線	一六六	名木川橋～広野五丁目

昭和34年度宇治市才入

予算一覧表

一般会計

歳入 款	予算額	歩合
1 市税	208.395.800円	0.701
2 国有提供施設等所在市町村助成交付金	2.000	—
3 財産収入	5.981.900	0.020
4 分担金及び負担金	2.719.700	0.009
5 使用料及び手数料	6.428.100	0.022
6 国庫支出金	54.241.900	0.183
7 府支出金	3.391.900	0.011
8 繰越金	4.200.000	0.014
9 雑収入	1.921.500	0.007
10 市債	9.800.000	0.033
歳入合計	297.082.800	1.000

特別会計水道事業

歳入 款	予算額	歩合
1 使用料及び手数料	11.332.600円	0.903
2 工事収入	797.500	0.063
3 分担金及び負担金	410.000	0.033
4 繰越金	100	—
5 雑収入	15.700	0.001
歳入合計	12.555.900	1.000

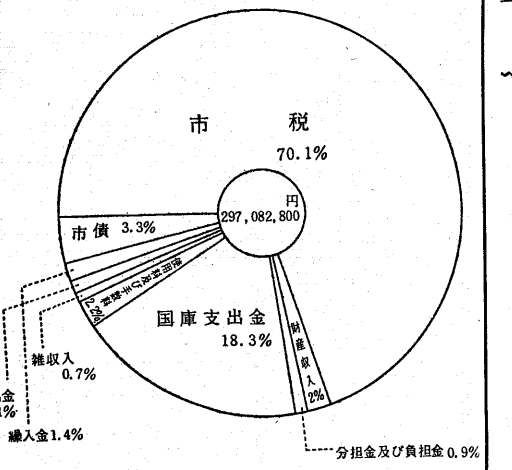

時の知識

奨学資金貸し付け

しようとする人に無利子で貸与する学費です。

昭和三十四年三月一日現在大学生八人、高校生三二人が貸与を受けています。

○手　続

申請手続は奨学生願書に在学校長、又は出身学校長の推せんを受けて、市長に提出します。

○資　格

申請資格は(1)本人及び保護者が本市に五年以上在住していること(2)学力優良にして身体強健な人(3)性行善良にして志操堅固な人(4)学資の支出が困難と認められる人(5)他の公私立団体からこれに類する奨学金を受けていない人。

○返　済

奨学資金の返済は、貸与期間終了后六ケ月目から二ケ月以内に年賦、又は半年賦で返済することになつています。

○貸与金額

奨学資金は大学生一ケ月一五〇〇円、高校生一ケ月八〇〇円です。

○申込時期

申込の受付は四月十五日から同月末日までとします。

詳しいことは厚生課へお問合せ下さい　（厚生課社会係）

〔お米の登録区域変更〕

四月一日から市内米穀類小売販売業者（甲）の事業区域が改正になりました。

従来一般米穀消費者が登録する場合は、その小売業者の事業区域は、一部を除く外、旧宇治、槇島、小倉、及び東宇治の五区域であつたものが、四月一日から左の通り市内二区域に統合して、円滑なる配給を実施することゝなりました。

改正事業区域名	区割
い	旧宇治槇島、小倉、大久保の区域
ろ	旧東宇治の区域

従つて、四月以降、（い）の区割内で住居を異動され、且登録変更を希望する方は、その区割内に

農事手帳

市有製茶機械貸与条例と共同製茶工場の運営について

戦後新植された茶園がボツ〳〵摘採期に達して来たのと平坦部の碾茶工場一辺倒による揉茶設備の不足から煎茶やカブセ又は二番茶の製造に不便を感じていたので揉機設備の充足が要望されるに至り市では昨年追加予算を計上して先づモデル的に共同利用を目的とした揉茶機械一揃を整備することになり、引続き本年も同額の予算が確定しました。本年新茶に間に合う様に左記の場所に市有製茶機械揉機一揃日産製造能力生芽約二〇〇㌔のものが設置されます。工場出資者以外にも機械能力に応じて御利用願えることになりました。

宇治地区　清水卯三郎氏方

東宇治地区　柳田音二郎氏工場

製茶御希望の方は早い目に各農協へ申出て置いて下さい。

この市有製茶機械は市の貸与条例によつて貸与するものですがそのあらましは次の通りです。

一、多角経営の一部として茶を栽培する農家が増えていること。碾茶と揉茶を商況によつて自在に転換する必要があること

二、製茶固定設備費の負担を軽減し能率の向上と生産費の低下を計る共同製茶方式の推進

この為製茶機械は市で購入し貸与を受ける農協組合又は茶の生産家による団体で工場敷地建物運転に必要な一切の経費及修理費等も負担し運営するものであつて貸与期限は十年以内、使用料は十年均等の原価償却に相当する額（機械代の十分の一）を毎年度市に納入しその使用料は別途蓄積条例によつて積立てて置いて貸与期限後機械更新の際の資金に充てることになつています。市では今後もこの様な方式による共同製茶工場を市内全地域に設置したいと考えて居ります。

今回設置の二工場は全くそのモデルとなるものでありますから特に宇治茶振興の為に関係各方面に深き理解と協力御支援をお願いする次第であります。

市農林茶業課

野壺に〝フタ〟をしましよう

◉衛　生

蚊や蠅の出る季節となりました周囲を清潔にし壺は暗くして完全なフタをしましよう。

◉堅　牢

茶摘が始まり、野仕事も忙しくなると田畑に不馴の人々の出入も多くなり危険ですから堅牢で完全なフタをするほか垣又は棚を丈夫に作りましよう。

◉美　観

田園都市観光都市、宇治市の美観を損わない様に体裁よく而も丈夫なフタ及屋根を設けましよう。

◉肥料成分の保持

日光の直射は大切な肥料成分が逃げてしまいます。壺を開放しない様必ずフタをしましよう。

◉野壺のフタはなるべくコンクリートで作る様にして下さい。

春の山火事に注意しましよう

あなたの戸籍は変っている

〝夫婦と子〟ごとに

戸籍をつくる

（イ）古い戸籍は・・・（改製前）

本籍	京都府宇治市宇治妙楽一番地
前主戸	甲野乙三
主戸	父 亡甲野乙三 長 母 みち 男
主戸	甲野玉吉 生 明治弐拾年八月壱日
母	父 亡山川金助 二 母 亡トメ 女
母	みち 生 明治弐年六月拾六日
妻	父 亡品川庄造 三 母 亡サト 女
妻	うめ 生 明治弐拾五年拾壱月弐拾八日
長男	父 谷田勇造 長 母 ハナ 女
長男	太郎 生 大正五年四月拾五日
婦	父 長男太郎妻 母
婦	松枝 生 大正八年拾月参日
孫	父 甲野太郎 長 母 松枝 男
孫	正一 生 昭和拾四年参月七日
孫	父 甲野太郎 長 母 松枝 女
孫	君子 生 昭和拾六年九月弐日

婚姻事項
夫死亡事項
改製により新戸籍編製につき
昭和参拾四年弐月拾日除籍㊞

婚姻事項
家督相続事項
昭和参拾弐年法務省令第二十七号により昭和参拾四年弐月拾日本戸籍改製㊞

婚姻入籍事項

出生事項
婚姻事項
改製により新戸籍編製につき
昭和参拾四年弐月拾日除籍㊞

婚姻人籍事項
昭和参拾四年弐月拾日夫とともに除籍㊞

出生事項
昭和参拾四年弐月拾日父母に随い除籍㊞

出生事項
昭和参拾四年弐月拾日父母に随い除籍㊞

当市戸籍課では、去年の四月から古い戸籍を新らしく書きあらためています。

新憲法のもとに、新らしい戸籍法が実施されたのは昭和二十三年のことです。

それまでの日本の戸籍は、古い家族制度のもとに、〝戸主〟を長とし、その家族全員が、一つの戸籍におさめられていましたが、新戸籍法によって、戸主はなくなり戸籍は夫婦とその子ごとに作ることに改められたわけです。

したがって、それまでの家を単位としてつくられていた古い戸籍は全部新しく作りかえられることになったわけですが、全部の戸籍を一時に改めるわけにはいきません。

そこで昭和二十三年から後に新しく婚姻したり、子が生れたり、又は養子縁組をした場合に、その戸籍に同籍していた関係者の戸籍を新らしくすることにし、こうして古い戸籍をだん〳〵新戸籍に改めてきたのですがまだ全体の戸籍の約六〇％で当市も約四千七百戸程あります。

これらの古い戸籍を昨年の四月から三年計画で、全国一斉につくりなおすことになり、いまその作業が行われています。

なくなる婦や孫　本籍は変らない

古い戸籍には親と子、孫、またオジ、オバ、メイなどが一緒になっています。

これを一組の夫婦とその夫婦との間にできた未婚の子ごとにぬきだして、それ〳〵新らしい戸籍をつくるのが戸籍の改製です。つまり夫婦とその子が一つの戸籍にのせられるわけです。

配偶者も、子もない人は、その人一人で一つの戸籍ができ、又両親のない子もその子一人で一つの戸籍がつくられます。

つまりこゝにかゝげた〝甲野玉吉さんの戸籍の場合を、考えてみましょう。

上の（イ）が改製前の古い戸籍です〝戸主〟の「玉吉」さんをはじめとしその母妻、長男、長男の妻、その子が一緒になっています。〝夫婦とその子〟というわけですから、まず長男の「太郎」さん夫婦とその二人の子をぬき出しましょう。すると中の（ロ）の戸籍が新らしくできあがり。

つぎに未婚の子もなく、配偶者もない母の「みち」さんが残っています。この「みち」さんの新戸籍は下の（ハ）のようになります。

こうして七人の古い戸籍から五人がぬきだされ、二組の新戸籍ができ、除籍された五人の古い戸籍の名は、それ〳〵朱線で消され古い戸籍には「玉吉」さん夫婦だけが残ることになりますがこの古い戸籍も最後には、夫婦だけの新戸籍につくりかえられます。

この各戸籍の太い文字は改製のときに記載される文字を示しています。

この見本でおわかりのように改製されたのちも、その本籍は変りません。また婦とか孫という続柄の呼び方も、戸籍からなくなり以前は〝戸主〟と書かれていた戸籍の最初にのづている人は、〝戸籍の筆頭者〟という名で呼ばれます。

この筆頭者は、その一組の戸籍の代表する以外になんの意味もないわけです。それで戸籍謄本、抄本、証明、閲覧の請求等のときは本籍と戸籍の筆頭者の名をいってもらえばすぐわかるわけです。

なお古い戸籍のなかには、十枚以上も長い戸籍がありますが、この改製によってみじかく簡単になるわけです。

又今回の戸籍の改製で戸籍の改製をした人には御通知をすることにしています。もしこの改製でわからないことがありますれば当市戸籍課へお問あわせ下さい。

（ロ）新しい戸籍・・・（改製後）

本籍	京都府宇治市宇治妙楽一番地
氏名	甲野太郎
	父 甲野玉吉 長 母 うめ 男
夫	太郎 生 大正五年四月拾五日
母	父 谷田勇造 長 母 ハナ 女
妻	松枝 生 大正八年拾月参日
父	父 甲野太郎 長 母 松枝 男
父	正一 生 昭和拾四年参月七日
母	父 甲野太郎 長 母 松枝 女
母	君子 生 昭和拾六年九月弐日

昭和参拾弐年法務省令第二十七号により改製昭和参拾四年弐月拾日同所同番地甲野玉吉戸籍から本戸籍編製㊞

出生事項
婚姻事項

出生事項
婚姻入籍事項

出生事項

出生事項

眼鏡天望

（問）私は課税額八十万円以上の会社員です。今日まで減税を楽しみにしておりましたのに新聞で八十万円以上の所得者に対しては減税せられないとか、私は一流会社に勤めていて一銭のごまかしもしない申告です。正直に期日に納めておりますがたとえ少々でも減税して貰えないでしょうか、八十万円以下はするが、以上は一寸もしないでは不公平ではないかと思います。同率とは申しませんが、半分でも減税して貰えれば

これからも喜んで期日には納めるつもりです。賢明なる新庄市長さんの御回答を次回の市政だよりでして頂きますようたのしみにしております。

（宇治市一会社員）

（答）御質問によりますと、八十万円以上の所得者は、減税に浴せないではないかとのお尋ねと存じますが、当市の課税方式は、地方税法に規定された第二課税方式の但書を採用いたしております。この方式は、超過累進税率となっていますから、八十万円の最高税率が百分の七、五で改正前の率（百分の七、五）と同率であっても、八十万円までそれ〳〵の段階毎に引下げた税率を適用して、段階毎に税額を計算し、それを合計したものが市民税となりますから従って減税されることになります。例えば所得額が八十万円で扶養親族が三人ある方は、改正前税額が三九、五四〇円であったものが、新税率では三七、七一〇円となり比較して九四％（減税六％）となり、所得額が一〇〇万円で扶養親族が五人ある方では、改正前では税額が四三、二八〇円ですが新税額では四〇、九九〇円となり比較して九五％（減税五％）となります。

（税務課）

（ハ）新しい戸籍に！（改製後）

本籍	京都府宇治市宇治妙楽一番地
氏名	甲野みち
	父 亡山川金助 二 母 亡トメ 女
	みち 生 明治弐年六月拾六日

昭和参拾弐年法務省令第二十七号により改製昭和参拾四年弐月拾日同所同番地甲野玉吉戸籍から本戸籍編製㊞

婚姻入籍事項

とどけの知識

戸籍

出生　生れた日から十四日以内

死亡　死んだ日から七日以内

その場所の市町村役場戸籍係へ届出のこと。

住民登録

住民登録は住民の住所、世帯構成を登録し、公証するものです。

住所が変れば十四日以内に住所地の市町村役場へ届出のこと

印鑑登録

住民登録をした人は、印鑑届をすることができます。

印鑑証明の交付を受けることもできます。

ラジオで早く
宇治市政だより
毎週木曜日
午後5時5分放送
ラジオ京都KHK